

住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート
第6回実施分（令和6年1月11日開催） 自由記載欄
【傍聴者22名】

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 基本概念によって作られる住民投票条例案が変わってくるという論点からすると、市民・国民にとって危険性のないもの、国民主権を柱としたものが大切であると思います。
- ・ “どこも（誰も）やってくれないアジェンダを市民が提起する”ことができるというのが、住民投票制度（条例）の意義…という発言がありました。まさに直接民主主義を制度化する重要な意味をもつと思いました。但し、コミュニティを分断、対立を招くような事態にならないよう、市長と議会とが共に、市民福祉のために力を尽くすことが大前提です。
- ・ 住民投票の目的と、アンケート調査、請願、陳情のちがいがわかりませんでした。アンケート調査、請願：陳情ではどうしてだめなのか、わかりませんでした。
- ・ 白黒をつけるための住民投票だとしたら、どちらでもないという意見は受け入れてもらえないのでしょうか。
- ・ 市長が凍結を表明しているのに議論することが無駄ではないか？
そもそも懇談会のメンバー選択に疑問が残る。懇談会自体が意見表明にすぎず、深い議論ができていない。（意見交換と委員が発言ありました）
悪用／分断を生むツールになる危険性がある。アンケートと同じという意見があった。
- ・ 座長の「そもそも住民投票は、議決なのか意見分布の確認に過ぎないのか」との問題提起をめぐって行われた議論はおもしろいものでした。ある意味では、住民投票条例についての出発点とも言うべきこの議論を論点整理の集約段階で持ち出してくる座長のイジワルさもひとしおでしたが（茶々を入れておられるだけなのか、議論の活性化のために敢えて意地悪役を引き受けておられるのかは私には分かりませんが）、議論の末A委員が、「住民自治が進んだ武蔵野市で、さらに全国に先駆けて自治の主体が住民にあることを宣言する仕組みが住民投票制度だ」とされたことに、私は深い共感を覚えました。ただ、「この仕組みの中に、最終的な決定権者（現状では「法律の範囲で」となるにしても）が住民であることからくる「議決」と「意見分布の確認」の両方があるのもいいのではないか」とされるB委員のご意見もよくよく聞くと、私などが想定している首長や議会が住民意思を無視して特定の施策を強行する場合の最後の歯止めとしての住民投票だけでなく、より積極的なアジェンダを住民側が行政や議会に促すイニシアティブを住民投票制

度に取り入れようとしていたものと思われました。これまた全国に先駆けた実験となるのかなとも考えさせられました。

なお、事務局による論点整理の構成案は、おおむね妥当なものと思われましたが、一点だけ感想を申し上げますと、3(1)の「対象事項の妥当性を誰が判断するか」との設問で、選択肢を(市長 or 住民)と挙げておられます。これは極めて妥当な論点の抽出であると私は考えます。つまり、ここで「住民が判断する」ということは、懇談会でも座長が多少揶揄的に言われましたが、「必要な住民の署名が集まれば、それは住民投票の対象として妥当である」となることを意味していると思われるからです。II 2 (2)の代表機関の関与の項目では、「代表者証明書の交付申請に対する審査」について無限定で「市長」とされていますが、これは前記のように対象事項の妥当性を市民の署名数で判断するとなれば、ここでの市長の審査権限は、交付申請についての形式的要件にとどまり、投票対象事項が妥当であるか否かの判断権限はないとならざるを得ないと思われまます。論点整理後の議論の結論がどうなるかはともかくとして、懇談会の議論でも、C委員により、広島での市民球場の名称に関する裁判例が紹介され、市長を対象事項の妥当性の判断権者とすることへの問題性が指摘されていますから、この点は是非明確に論点整理で記述頂けますようお願いいたします。

- ・ 武蔵野市当局の無能ぶりを知らない自称「有識者」たちによる上滑りの議論。
当局からの情報提供は公平にという議論がなされていたけれども、昨年の市議会選挙や市長選挙では、選挙公報の配布漏れが少なくなかった。これは公平以前の問題ではないか。
また、市も出資しているコミュニティFMには「市民団体」を自称する左派勢力が浸透し、自派に都合の良い番組を制作している。令和3年末の住民投票を巡る騒動に際しても反対派・慎重派の声を取り上げようとしなかった。
住民投票は熟議の機会になるというが、SNS上で住民投票条例に疑念を呈した吉祥寺本町の事業者に圧力をかけるべく、ある集団が「スタンディング」と称する営業妨害もどきの活動を展開し、その上、そうした手合いの意を受けた市議会議員が謝罪と撤回を求めて営業中の店舗を訪ねるという事案があった。この事案について、市当局は何らの対応をしないどころか、なかったことにしようとしている。
このような怠惰で無責任な市当局に住民投票の公正な運営など不可能と言わねばならない。
- ・ 議会の少数会派が、自分たちの意見が議会で通らないから、「市民からの意見」を装い市政の重要事項を覆すために「住民投票」を行おうと動くことは、十分にありうる話だと思いました。だとすると、議会軽視も甚だしい制度になってしまうと思います。以前の傍聴アンケート内に、議員を信頼していない旨のコメントを見ましたが、そんな「主張したい」「市政にとって大事だ」と思うことがあるなら、その方自身が議員に立候補して訴えていけばいいと思います。わざわざ税金を使って住民投票する意味が全くわかりません。

- 委員から、各地のコミュニティ協議会が機能して熟議が進むことを期待する旨の発言がありました。しかし、これは偏った議論が進む恐れがあります。現状、コミセンで住民総会を開いても、その参加者数はコミュニティ協議会の運営委員の数とほぼ一緒、という状況で、何かに熱心な人しか集まっていない場所となりつつあります。そこで行われる議論を、住民投票の対象となる事項の議論を深める場、とみなして「住民の意見が深まっている」とするのは危険だと思いました。
- ある委員が、住民投票の対象者を、自治基本条例で定義している「市民」と同視していましたが、R3案では、在勤・在学者は、住民投票の対象者となっていないはずですが、その議論もないまま、対象者に外国人を含むことだけが押し進められた印象でした。ここまでの懇談会でも、その議論はなかったと思います。
- 今回の懇談会の内容を受けて、事務局が条例のフローチャートをまとめられるのか。かなり難しいと思いますが。
- 住民投票制度に対する住民の意思表示について。
 昨年12月24日執行の武蔵野市長選挙、市議会議員補欠選挙は、各候補が住民投票制度の是非を選挙公報に記載しての選挙戦でした。投票結果は、選挙公報に「市民を分断する外国人住民投票条例」に反対の立場の市長候補が勝利し新市長が誕生しました。「常設型住民投票制度」に賛成の立場であった候補は敗れました。更に、市議補欠選挙では「自治基本条例改廃で住民投票条例反対」の立場を鮮明に訴えた新人市議候補がトップ当選を果たしました。これ以上ない形で住民投票制度に対する民意の審判が下ったといえる結果でした。民意は「武蔵野市に常設型住民投票制度はいらない」というもの。これこそ「住民の意思表示」ですが、市総合政策部事務局も委員方も、一体どこの住民の意思表示の制度を検討しようとしているのか、おかしいと感じませんか。武蔵野市の有権者以外の投票資格者を混入させて、二元代表制の保管ではなく修正をされるおつもりか？ これ以上、この検討に人的リソースと予算を割くのは税金の無駄遣いなのでやめてください。
- 市の事務局は、「住民の意見表明」の住民の定義を明確に提示してください。
 一体、住民投票制度は誰のためのものなのですか？ そもそも今頃する議論ではないと思いますが。毎回、目的が判然としない制度を議論している。
 ここでいう「住民」の意義としてベースとなる考え方は、やはり最判H7.2.28小法廷判決の「国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることを併せ考えると、憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当」であるとの認識が基本であるべきです。委員方全員が、二元代表制の「補完」であるとのことご意見ですが、そうであるなら「住民の意思表示」の住民は、首長と議会の議員を選挙で選んだ

「公職選挙法上の有権者」と同一とすべきではないのですか？

- ・ 住民の意思表示」の住民（＝住民投票資格者）に外国人を含める場合には、アジェンダ（対象事項）から次の事項を厳格に排除する必要があります。
 - ① 外国による内政干渉に悪用される懸念がある内容
 - ② 特定の国や宗教間の対立や紛争のある問題
 - ③ 外国人の中での平等原則に反する内容（特定の国や人種、民族党を優先又は制限する取り扱いを含む内容）
- ・ 実際の選挙では、選挙期間の短さもあるのか、現場を取り押さえられない限り「やったもの勝ち」で違反ギリギリの活動をする候補者も見受けられ、それを取り締まれることさえ出来ていない現状を見ると、住民投票の活動において、平穏を乱さない状態で行われるのか、非常に疑問がある。条例自体に取り締まれる力がないというのは、無法者を許す条例を世に放つようで、危機感しかない。
- ・ 武蔵野市の住民アンケートに回答するのは、約6%の市民しかいないのに、果たして住民投票に有効な「署名」が集まるのか。署名対象者が正確なものかどうかを審議することについては、何ら取り上げられていないように思う。その辺りの議論の深まりも聞きたかった。
- ・ 住民投票条例については、投票の結果に法的拘束力がない事により法理上、そして最高裁判所が、違憲、違法はなく、立法政策の問題であるとしている事を大前提に検討されるべきである。投票資格を外国人籍の住民に認める事は法的には問題ないことになる。住民投票制度は主権者の権利ではないのか？主権者でない外国人に認めるのは疑問だという議論も結局のところ選挙権を持つ市民が選んだ議会が議決するのだから、主権者の意思により外国籍住民に参加資格を認めたことになり、論理矛盾はない。

立法政策ではあるが、その内容が差別的であってはならない。特定永住者や永住者は、歴史的経緯や住民としての実質から、参加資格を認めないのは差別的である。

その他の外国人の参加資格の検討は、武蔵野市らしさという点から検討されるべきである。武蔵野市は特定の企業や国に依存しなくても市民の担税力で財政が支えられている自立した市である。私は武蔵野市が便利で住みやすいだけでなく、市民自治、人権の尊重、自立、多様性を希求するまちとして明るい未来を目指して欲しいと思うので、広く参加資格を認めて良いと思う。

2021年に住民投票条例が提出された時にこの条例に反対する勢力が排外的言辞、荒唐無稽な言説を言い立てて市内が騒然としたが、これを条例を提出した（前）市長が悪いと主張するのは本末転倒である。むしろこれらの言説を許さない事が真に求められる。そうでなければ、社会は悪くなるばかりである。

- 制度設計はシンプルに係争の余地がないようにするべきである。

対象事項により参加資格者の範囲を変えるとか、アンケート的使い方とかは、判断の幅があり係争になりかねないのでやめた方が良い。

投票活動は原則自由で良い。不適切な運動は住民の理解が得られない。

なお、市は住民投票請求が開始された時点から条例に基づく運動である事を広く市民に広報するべきである。
- 住民投票は二者択一で市民の意思を多数決で明確に示すことに意味がある。アンケートは所詮分布に過ぎないし、住民投票条例を作らなくても実施されている。

また、議会の関与は無用である。住民投票請求は最後の手段で、それ以前に議会とも市長とも折衝しても埒が開かず、取り組まれるのが、実際であるから、更に議会を関与させるのは無駄で住民に2度も大変な活動を強いることになる。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- 有識者懇談会とは少し離れますが、昨年末の選挙で市長になった元「自治基本条例（仮称）に関する懇談会」メンバーだった方が、自治基本条例第19条に基づく住民投票制度を凍結もしくは同条例19条を修正するとの発言をしていますが、仮にそうなる、ご本人は市民の力が“日本一”と言っているにも拘らず、市民の主権、自治を蔑ろにするものではないでしょうか。

そもそも「自治基本条例（仮称）に関する懇談会」メンバーであった時に、第19条で住民投票制度を規定する建てつけにすることに何故、反対しなかったのでしょうか。この有識者懇談会の報告を受けた後、今後の市政運営を注視したいと思います。
- 今日の懇談会もとても良かった。（資料も）
- 今、私が日本社会に聞きたい、改革してほしいと思っている課題について、市長・議会に対して、一市民としてアジェンダとして聞いてほしい場合、この制度を利用してください、ということなのでしょうか。小さなひとりの個人にとって、この目的の達成のためにベストな方法なのか、頭の中でシミュレーションしてみるのですが、まだよくわかりません。未熟な意見、質問ですみません。
- 憲法に書いてないからいいのではない。（アンケートP10より）。

70年以上前の憲法について改正／自主憲法制定が必要。
- 今回の懇談会を通じて、有識者懇談会による論点整理が最後まで行われること、また、委員の発

言を通じて、この論点整理が終われば、市民による議論が行われる予定であることを聞きました。

一方で、住民投票条例を凍結すると公約された新市長が当選されたわけですが、全会派で一致して策定された自治基本条例で住民投票条例の制定は義務づけられており、どういう形であれ早晩制定しなければならないことは明らかです。その意味でも、今回これだけの市民的関心を集め、前回の条例案を否決した市議会でも、住民投票制度を制定することそのものについてはどこからも異論は出ていなかったわけですから、この有識者による論点整理を踏まえて、市民と市議会における真摯な議論を行い、それによって、武蔵野市の市民自治を前へ進める上で必要な制度について大方の合意を作り、条例を制定するべきであり、それこそが武蔵野市における市民自治の発展だと思えます。

- ・ 事務局の示した論点整理の構成案を見ると、何としても外国人に投票資格を認める余地を残したいという底意が見え隠れするけれども、12月24日に当選した小美濃新市長は「外国人住民投票条例の凍結」を公約に掲げている。来年度予算案に関連予算は組み込むつもりもない、と聞いている。

市議会によって否決された上に、新市長による方針変更を無視して、事務局の職員は何をしているのか。このような二元代表制に反する行動は許されるものではなく、松下前市長と共謀して令和3年の条例案を制定した職員らと共に市政を混乱に陥れた責任を取って職を辞すべきである。そもそも、自治基本条例における「住民」概念の恣意的定義が諸悪の根源であり、これを是正したうえで住民投票制度の必要性を問い直すところから議論をやり直すべきだ。

念のため、市長選に際して《住民投票を考える会》が行ったアンケートと小美濃新市長の回答を付記する。市職員は、これに従って結論を出さねばならぬはずだ。

1. 令和3年12月の市議会で否決された住民投票条例案の問題点について

武蔵野市の権限外の事案も対象となり得る、投票に掛けるか否かの最終的判断が市長の判断に委ねられている、外国籍住民に投票権を与えている。

2. 住民投票制度を規定した自治基本条例の第19条との関係について

住民投票制度の是非を改めて検討した結果、必要に応じて削除・改正すべき

3. 松下前市長が設置した有識者懇談会での議論について

論点整理自体は問題ないが、行政からのみ出された課題について論点整理を行うことには疑問を感じる。住民が何を問題としているのかということも併せて課題として論点整理を行わないと、後々問題が発生すると思います。

4. 住民投票制度に関する御意見を御自由にお書き下さい

市内を分断した令和3年のような事態は二度と起こしてはならない。

廃置分合以外、市内には立法事実が見当たらないので、住民投票の議論は一旦凍結することも考えることが必要。

- ・ 市長上程の条例を初めて否決された、武蔵野市政史上の汚点とも言える「住民投票条例」なのに、前回の反省が十分に行えたとは思えないのは、事務局が構成案の3(3)注意点で「常設型住民投票の投票資格者の範囲を制限する法令」はない、と、決めつけて書いてしまうところに象徴されていると思う。結論ありきで進めたい意識が見え、有識者の話を聞いて、論点整理を進めてきたとは到底思えない。
- ・ 会が始まる前、既に感想を書いている方がいた。それも市議の方。自分の意見を言いたいなら、傍聴アンケートに紛れて書かず、ご自身で発信されたらどうか。
- ・ 傍聴アンケートの公開は、少なくともこの懇談会の1週間以内に行えるのではないか。次回懇談会当日に、資料と同時に公開されることにいつも違和感を覚える。
- ・ 二元代表性の補完こそが住民投票制度の意図するところであるなら、投票資格者は「公職選挙法上の有権者」以外にはないのではないのか。もし外国人が投票資格者に入るなら、他国の内政干渉に悪用されたり、紛争中の国や地域や宗教対立の主導権争いに本市が巻き込まれる可能性がたかまる。住民の意思表明のアジェンダから、内政干渉や紛争国によるプロパガンダに悪用されないように対策を講じるとともに、警察と密な連携のもと、防犯対策をしっかり準備していただきたい。
- ・ 本日の懇談会の資料2 (A3判) の右下、注意点の「常設型住民投票の投票資格者の範囲を制限する法令や判例はない」との記載は、座長からもおかしいとの指摘があった通り、前提条件なしに記載しうる内容では到底ありません。

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。また、委員名については削除しています。